

## 議案第 4 号

### 公益社団法人北海道社会福祉士会 費用弁償に関する規則 (規則第 3 号) の一部改正について

#### 1. 改正趣旨

- ① 現行の規則は、第 2 条第 1 項において費用弁償の対象となる会務に「総会」が含まれておらず、同条第 2 項第 1 号では「正会員が、本会の総会に参加する場合」は原則として費用弁償の対象としないと規定されています。この規定に基づき、これまで総会に出席する会長、副会長を含めた理事及び会員監事（以下「役員」という。）は、他の正会員と同様に費用弁償が支払われていません。

他方、法律上の総会への役員の出席義務については明確な規定はありませんが、一般的に役員は総会において「説明義務」があることから、出席しなければならないと考えることが妥当とされています。

役員として総会に出席する際の費用を、費用弁償の対象とするため、一部改正を行う。

- ② 本規則の目的は、第 1 条において「本会の役員他会員が、会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めるもの」とあるが、第 6 条の日当については、本会の会員以外の者（外部委員）についてのみ記載されており、会員の日当についての記載がされていないため、一部改正を行う。

なお、総会において規則改正が承認された後、本会委員の報酬及び費用弁償等に関する規定（規定第 32 号）及び、本会旅費・日当等の支払細則（細則第 6 号）等の内容について整理し、順次一部改正を行うものとする。

#### 2. 改定箇所

新旧対照表を参照。

#### 3. その他

2024 年 6 月 22 日開催の総会にて上程を行う。この規則は 2025 年 4 月 1 日から施行する。

公益社団法人北海道社会福祉士会費用弁償に関する規則新旧対照表

改正後	現行
<p>公益社団法人北海道社会福祉士会費用弁償に関する規則 規則第3号 2013年4月1日制定 <u>2024年6月22日一部改正</u></p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員他会員が、会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>(対象) 第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。</p> <p>(1) <u>役員が、定款に定める総会及び理事会に出席すること。</u></p> <p>(2) 役員が、連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。</p> <p>(3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。</p>	<p>公益社団法人北海道社会福祉士会費用弁償に関する規則 規則第3号 2013年4月1日制定</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員他会員が、会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。</p> <p>(対象) 第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。</p> <p>(1) <u>定款に定める理事会、又は理事会が特に必要と認める業務に参加すること。</u></p> <p>(2) 役員が、連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。</p> <p>(3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。</p>

<p>(4) その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。</p> <p>(1) <u>役員を除く</u>正会員が、本会の総会に参加する場合_</p> <p>(2) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合_</p> <p>(3) 公益社団法人日本社会福祉士会の総会、学会に参加する場合_</p> <p>(4) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合_</p> <p>(5) 本会の正会員が事務局の職員として事業に参加する場合_</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(宿泊費)</p> <p>第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p>	<p>(4) その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。</p> <p>(1) 正会員が、本会の総会に参加する場合。</p> <p>(2) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。</p> <p>(3) 公益社団法人日本社会福祉士会の総会、学会に参加する場合。</p> <p>(4) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。</p> <p>(5) 本会の正会員が事務局の職員として事業に参加する場合。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(宿泊費)</p> <p>第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p>
---	---

<p>(1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合_</p> <p>(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合_</p> <p>2 支給額については、別途定める。</p> <p>(日当)</p> <p>第6条 <u>日当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) 理事会において会長が命じた会議、連絡調整等のための出張、研修会等の運営にあたる場合_</p> <p>(2) その他、理事会が特に必要と認めた場合_</p> <p>2 前項の会議が複数日に及んだ場合にあつては、その日数を乗じた額を支給する。</p> <p>3 支給額については、別途定める。</p> <p>第7条～第10条 (略)</p>	<p>(1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。</p> <p>(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。</p> <p>2 支給額については、別途定める。</p> <p>(日当)</p> <p>第6条 本会の会員以外の者(外部委員)が委員会等補助組織の会議の構成員としてその業務に参加したときは、日当を支給する。ただし、4時間に満たない場合は、定額の2分の1とする。</p> <p>(1) 理事会において会長が命じた会議、連絡調整等のための出張、研修会等の運営にあたる場合。</p> <p>(2) その他、理事会が特に必要と認めた場合。</p> <p>2 前項の会議が複数日に及んだ場合にあつては、その日数を乗じた額を支給する。</p> <p>3 支給額については、別途定める。</p> <p>第7条～第10条 (略)</p>
---	--

附 則

1. この規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

1. この規則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

1. この規則は、本会設立の日から施行する。

# 公益社団法人北海道社会福祉士会費用弁償に関する規則

規則第3号

2013年4月1日制定

2024年6月22日一部改正

## (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員他会員が、会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

## (対象)

第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 役員が、定款に定める総会及び理事会に出席すること。
- (2) 役員が、連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。
- (3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。
- (4) その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。

- (1) 役員を除く正会員が、本会の総会に参加する場合
- (2) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合
- (3) 公益社団法人日本社会福祉士会の総会、学会に参加する場合
- (4) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合
- (5) 本会の正会員が事務局の職員として事業に参加する場合

## (範囲)

第3条 この規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費(以下「交通費」という。)
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費(以下「宿泊費」という。)
- (3) 会務に従事するために必要な経費(以下「日当」という。)
- (4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

第4条 交通費は、会務に参加するために順路によって要する船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金の実費とする。

- 2 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金(座席指定料金、急行料金、特急料金等)を加えた額とする。
- 3 やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金の実費を加算する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合
- (2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合

- 2 支給額については、別途定める。

(日当)

第6条 日当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 理事会において会長が命じた会議、連絡調整等のための出張、研修会等の運営にあたる場合
- (2) その他、理事会が特に必要と認めた場合

- 2 前項の会議が複数日に及んだ場合にあっては、その日数を乗じた額を支給する。
- 3 支給額については、別途定める。

(費用の請求)

第7条 費用の弁償を受けようとする者は、請求をしなければならない。

(前渡し)

第8条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

- 2 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20日以内に、

精算をしなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第10条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、本会設立の日から施行する。

附則

1 この規則は、2025年4月1日から施行する。